

高知家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

1 開催日時

令和2年10月22日（木）午前10時から午後零時まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒井格，岡村憲男，黒野功久（委員長），佐藤章，竹島章記，中島由美，中橋紅美，深見英治，（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長，会計課長，総務課課長補佐

4 テーマ

（テーマ1）高知地方・家庭裁判所における防災について

（テーマ2）裁判部における新型コロナウイルス感染症対策について

5 議事

(1) テーマ1について

ア テーマに関する説明

会計課長から，高知地家裁における防災対策について説明した。

イ 意見交換

（◎委員長，○委員（裁判所委員を除く），■事務担当者）

◎ 先ほどの説明の中で，分かりにくかった点や疑問点がございますか。

○ 災害備蓄品は備え付けられていますか。

■ 水，食料品などの備蓄品については，職員と来庁者の数を200人と想定し，3日分を備蓄しています。また，高知市から津波避難ビルとして指定されているため，委託分として想定収容人員862人用の備蓄品

を防災倉庫で保管しております。

- ◎ 委託分の備蓄品については、一時避難を想定したものとなっているため、当庁独自の備蓄品と同程度の日数分を確保できているわけではありません。
- 備蓄品の賞味期限が切れたときの対応はどのようにされていますか。
 - 水につきましては、トイレの水が流れなくなったときに利用することとしています。食料品につきましては、賞味期限が切れる直前に職員に配布したり（補足：単に配布するのではなく、同時に品目・品質等についてのアンケートを実施し、事後の調達、備蓄品購入の参考としている。）、防災訓練に参加された一般の方に配布するなどの対応をしたことがあります。
- 私が所属する団体では、賞味期限が近くなった備蓄品を生活困窮者支援に役立てるという取組をしておりますので、参考に情報提供いたします。
- ◎ 防災計画につきましては、今説明申し上げたとおり課題と考えている点が多くございます。改善すべき事項や参考となる事項がございましたら、御意見、御指摘をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 先ほどの説明を聞いたところ、裁判所の中では須崎支部が一番危険だと感じましたが、高台までの避難にはどの程度の時間を要しますか。
 - 庁舎の真裏に城山がありますので、10分以内に避難可能です。
- 20分で津波が到達するという想定とのことですが、定期的な避難訓練はされていますか。
 - 年に1度、総合防災訓練を実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、密を避けるという観点から実際の避難行為は行いませんでしたが、昨年度までは実施しておりました。
- 災害のときにトップの責任者が不在であるという事態も想定されるため、その場合には誰が責任者になるのかをあらかじめ定めておき、自覚

しておくことも有益だと思えます。

- 先ほどの説明で、身柄拘束者は一般の方と切り離して避難するとのことでしたが、どのようにされるのでしょうか。
- 当庁では、業務継続計画及び応急計画において、身柄拘束者と押送機関は別途避難すると定めています。甚大な被害が想定される場合には、身柄拘束者につき、腰縄をつけるのか、手錠をつけるのかなどは押送機関の判断に委ねることとしています。
- 身柄拘束者は別途避難するとはどのような意味でしょうか。
- 当庁の避難場所である庁舎4階以上のうち、一般の方がいる場所とは異なる場所に避難するという意味です。
- 社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを3日以内に立ち上げることになっていますが、裁判所の業務継続計画の中で、時間的な目安はありますか。
- 時間的な目安はなかったように思いますが、避難が終わり次第直ちにと考えています。身柄に関する事務などは継続し、それ以外の事務については、事件の種類に応じて緊急を要するものから段階的に増やしていくこととしています。
- 停電に備え、蓄電池や発電機を備え付けていますか。
- 停電になった場合、バッテリーが作動し、ぼんやりした照明が3秒間点灯します。その後、自家発電機が作動し、照明が間引きされて点灯します。
- 照明の点灯時間は何時間ですか。
- およそ8時間程度だったと記憶しています。（補足：最大約11時間（燃料が満タンの場合））
- 当社では、災害の際には、職員及び顧客の安否確認が重要であると考えて訓練を実施していますが、裁判所でも職員の安否確認に関する訓練をされていますか。

■ 当庁では、各職員の携帯電話から、防災対策本部の携帯電話に自分と家族の安否及び登庁の可否に関する情報をメール送信する方法により、安否を確認することとしております。この安否確認訓練は年1回実施しており、本年は今週の金曜日に実施を予定しております。

○ 経験上、安否確認訓練については、常態化させるためにも、3か月に1回程度実施することが望ましいと感じています。

○ 当社では、社員の安全確認の意味も兼ねて、社用車にGPSを付けています。家具についても、耐震から一歩進め、避難時の動線を確認したレイアウトとなるよう配慮しています。コミュニケーションツールをセクションごとに共有し、緊急時の連絡が取りやすいようにしています。また、停電になってもサーバーやパソコンが3日間稼働できる蓄電池を備え付けています。

先日、高知市から打診を受け、津波避難ビルとしての説明を受けることになっており、貢献できるのであれば協力したいと考えています。

◎ コミュニケーションツールの利便性はいかがでしょうか。

○ ライセンスがあれば、社員間だけではなく、顧客の負担なく、顧客と会話することができるので、非常に便利だと感じています。

◎ 弁護士会では、災害関係の計画はどのようにされていますか。

○ 個人事業主の集まりであるため、弁護士会において備蓄品や災害時の連絡網について手探りで検討しているのが実情です。業務再開後の相談体制については、名簿や無料法律相談のシステムを作るなど、徐々に整備しているところです。弁護士会において個々の弁護士の所在把握をすることになっていますが、実際に訓練を実施したことはありませんので、どこまで機能するのは不確定という状況です。

◎ 裁判所では、災害時に裁判所でどのような業務をしているのかなどを発信する必要があると考えています。連絡手段として、ウェブサイトに掲載することを検討しておりますが、それ以外の手段として、マスコミ

の協力を得ることも検討しております。この点はいかがでしょうか。

- 県民にとって必要な情報であると思いますので、情報提供をいただきましたら、発信させていただきたいと考えております。
- 私が所属する団体では、ボランティアセンターを設置するにあたり、事前に協定を結んでいる団体があります。災害の際には外部との連携が重要だと感じておりますので、そのためにも事前に連携しておくことが有益だと思います。
- 災害の際には、マスコミは全国から応援が来ますが、裁判所は、南海トラフ地震があった場合に、中四国から応援に駆け付けることになっているのでしょうか。
- 上級機関である高松高等裁判所と連携して対応にあたることとしており、昨年には、どのような連携ができるのかという観点での訓練を実施しています。
- ◎ 御指摘いただいた県をまたいだ連携というのは非常に重要な観点だと思いますので、裁判所においても検討していきたいと考えております。
貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(2) テーマ2について

ア テーマに関する説明

首席書記官及び首席家裁調査官から、裁判部における新型コロナウイルス感染症対策について説明した。

イ 意見交換

- ◎ 裁判所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組について御意見をお願いいたします。また、皆様の職場等における取組などについても御紹介いただければと思います。
- 実際に感染者が発生した場合は、保健所の消毒作業のために1日程度閉鎖する必要が生じますが、発生する前にそのような場合の対応策を考えておくことが重要だと思います。感染者が出ると対外的に注目される

こととなるため、その場合の対応策についても具体的に検討しておくことが大切だと感じます。

- 3月に入ってから、毎日100人から300人程度の方が特例貸付金の申込みに来られました。職員のマンパワーが足りず、4月中旬から郵送対応に切り替えましたが、対応時には、マスク着用はもちろん、検温を実施し、体調が悪い方は別室に案内しました。消毒作業については、複数の部屋を利用しており職員の手が回らなかったため、パートの方を雇い、鉛筆一本まで消毒しました。特例貸付金は、当初は7月までの予定でしたが、高知の街の様子が元に戻らず、困窮している方がたくさんいらっしゃるため、12月まで延長になっています。貸付金は多いときでも年間80件から100件程度、リーマンショックの影響で失業者が増えたときでも120件程度でしたが、新型コロナウイルス感染症の関係では先月末時点で8000件に達しており、高知市だけで30億円の貸付を行っているという状況です。

感染防止策としては、検温、マスク着用、消毒を実施していますが、他にどのような対策を実施すればよいのか分からないというのが実情です。何かよい方法があれば教えていただきたいと思います。

- 裁判所は個室で相談を受けることが多いという印象がありますので、換気に加え、空気清浄機を設置することで、より安心感を与えることができるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症に対する考え方は人によって様々であり、目に見えて対策している様子が分かるようにしておくとうよいと思います。

商店街では、市民の方が安心して買い物を楽しんでいただけるよう、足踏式消毒液スタンドや空気清浄機の設置を検討しています。

- 大学では、前期は入学式や試験も含め、遠隔授業を実施しました。アルバイトをできない学生も多かったため、経済的支援として約5000人の学生全員に一律5万円を現金書留で郵送する方法により支給しまし

た。現在は後期の授業に入っており、座席は前後左右を一席空け、授業の間に換気を行い、手洗いとマスク着用を励行しながら対面授業を実施しています。大学では、学外での交流が原因で感染する事案も出ていますので、学生に注意を行っています。大学内で感染者が出た場合には、当日と翌日は休校となり、その後2週間は遠隔授業を行うこととしており、その旨周知しています。また、11月からは大学入試が始まりますが、その際の対策としては、入口で受験生の検温を実施し、37度以上ある場合には帰宅を促すという対応を予定しています。面接試験は、受験生には試験場に来てもらったうえで、オンラインで実施することも予定しています。

- 取材では外部の方と接触することになりますので、新型コロナウイルス感染症がピークの頃には、取材を極力せずに再放送で対応したこともありました。現在は、マスクを着用して消毒を行い、距離を保ったうえで取材を行っています。特に注意しているのは、自宅に入って赤ちゃんの取材をするときです。その際には、消毒液やスリッパを持参したり、可能であれば庭から撮影するなどして対応しています。また、大人数の飲み会は原則禁止にしています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大がピークの頃は弁護士会主催の無料法律相談会は中止になりました。今年度の各種研修会や講演会は実施されないことが決まっており、会合はウェブ会議ツールを利用したものが主体になっています。無料法律相談会を再開した頃は、電話での相談も試みましたが、現在はビニールシートを設置したうえで対面での相談を実施しています。ウェブ会議ツールや電話を通じた相談では、資料のやりとりなどができないため、核心に迫りづらいと感じることもありました。現在、裁判のIT化が進められていますが、便利な反面、面と向かって話すことの大切さを改めて感じているところです。
- ◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。